

青森県報

第三千六百八十八号

平成二十五年
五月八日
(水曜日)

目次

規 則

青森県林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則…… (林政課) …… 一

告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出…… (高年齢福祉保険課) …… 二

介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退…… (同) …… 二

介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出…… (同) …… 三

障害福祉サービス事業者の指定…… (障害福祉課) …… 三

証紙売りさばき人の名称の変更…… (会計管理課) …… 四

公 告

大規模小売店舗の変更の届出…… (商工政策課) …… 四

都市計画公聴会の開催…… (都市計画課) …… 五

公安委員会

電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札…… (会計課) …… 六

自動車運転免許証作成システム賃貸借契約に係る一般競争入札…… (同) …… 八

規 則

青森県林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十六号

青森県林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則

青森県林道事業補助金交付規則(昭和三十六年八月青森県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表に次のように加える。

林道点検診断・保全整備事業	五割以内
---------------	------

第四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、林道点検診断・保全整備事業に係る補助金の交付を受けようとする場合にあつては、生産計画書の添付を要しない。

第一号様式の注の1及び第四号様式の注の1中「及びEのちを修正しへる冊」を「Eのちを修正しへる冊及びFのちを修正しへる冊」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県林道事業補助金交付規則第三条第一項、第四条第一項、第一号様式及び第四号様式の規定は、平成二十四年度分の補助金から適用する。

2 平成二十四年度分及び平成二十五年度分の林道点検診断・保全整備事業に係る補助金についての改正後の青森県林道事業補助金交付規則第四条第一項の規定の適用については、同項中「前年度九月末日」とあるのは、「知事が定める日」とする。

告 示

青森県告示第百八十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十五年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 ピケイサー	株式会社 ピケイサー	株式会社 協同組合	株式会社 協同組合	医療法人 鶴豊会	合同会社 よし	株式会社 めぐみ	氏名又は 名称	指定居宅サービス事業者
五町五所 朝日川原市 山九二の 二の金木	五町五所 朝日川原市 山九二の 二の金木	八戸市内丸三丁 目五の三九 オズマンシ ン丸一二〇 内丸一二〇	八戸市内丸三丁 目五の三九 オズマンシ ン丸一二〇 内丸一二〇	弘前市大字高田 一丁目一〇の七	弘前市大字小比 内五丁目五の六	弘前市大字紺屋 町二五七	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サービスの種類
特定福祉用具販売	福祉用具	特定入居施設生活介護	訪問介護	短期療養所介護	通所介護	訪問介護	名称	居宅サービス事業所
株式会社 ピケイサー	株式会社 ピケイサー	株式会社 アズロ・パ ーのまわ りの家	訪問介護 センター ひまわり	弘前市東 城東 病院	株式会社 ピケイサー	指定訪問 介護事業 所めぐみ の風	所在地	廃止の 届出 年月日
五所川原市 朝日山九 二の五	五所川原市 朝日山九 二の五	八戸市江陽二 丁目一三 の三	八戸市江陽二 丁目一三 の三	弘前市大字高 田一丁目一〇 の七	弘前市大字小 比内五丁目二 〇の一	弘前市大字百 沢字小松野八 七の二七	平成 二五・三二	平成 二五・三二
"	二五・三六	二五・三〇	二五・三三	二五・三六	二五・三六	二五・三二	"	二五・三三
"	二五・四三	"	"	"	"	二五・三二	"	"

青森県告示第百八十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十五年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 めぐみ	指定居宅介護支援事業者	名称	所在地	届出の 年月日	廃止 年月日
株式会社 めぐみ	指定居宅 介護支 援事業 所めぐ みの森	名称	所在地	平成 二五・三二	平成 二五・三二
弘前市大字紺屋 町二五七	弘前市大字紺屋 町二五七	三戸郡南部町大 字平字広場二八 の二	三戸郡南部町大 字平字広場二八 の二	三戸郡南部町大 字平字広場二八 の二	三戸郡南部町大 字平字広場二八 の二
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"

社会福祉 法人福祉 の里	十和田市大字切 田字横道一〇〇 の二二	訪問介護 センターシリ リ	介護老人 保健施設 みどり苑	十和田市大字 切田字横道一 〇〇の二二	二五・三七
"	"	"	"	"	"

株式会社 インデ イング オイ	三沢市新森一丁 目五の五	あさひ居 宅介護支 援事業所	上北郡六戸町大 字下吉田字米沢 七五の二七	二五・三・三	二五・四・二
医療法人 社団来蘇 圓會	黒石市あけぼの 町五二	居宅介護 支援事業 所ケアア クション のあけ	黒石市あけぼの 町五二	二五・四・一	二五・四・二五

青森県告示第百二十九号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三條の規定により次の指定介護療養型医療施設からその指定を辞退する旨の届出があつたので、同法第百十五條第二号の規定により公示する。

平成二十五年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護療養型医療施設の 開設者	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	名称	所在地	届出の 年月日	辞退の 年月日
	医療法人 鶴豊会	弘前市大字高田 一丁目一〇の七	弘前城東 病院	弘前市大字高田 一丁目一〇の七	平成 二五・三・二六	平成 二五・三・三

青森県告示第百二十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五條の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第百十五條の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月八日

株式会社 ビスイ サ	五町五朝 日山九二 の木の	五町五朝 日山九二 の木の	協福協 同組合	八戸市内丸三 丁目三九三 の三九三 の三九三 の三九三	協福協 同組合	八戸市内丸三 丁目三九三 の三九三 の三九三 の三九三	医療法人 鶴豊会	弘前市大字高田 一丁目一〇の七	合同会社 よし	弘前市大字小比 内五丁目五の六	株式会社 めぐみ	弘前市大字紺屋 町二五七	氏名又は 名称	指定介護予防サービス 事業者	介護予防サービス の種類	名称	所在地	届出の 年月日	廃止の 年月日
株式会社 ビスイ サ	五町五朝 日山九二 の木の	五町五朝 日山九二 の木の	協福協 同組合	八戸市内丸三 丁目三九三 の三九三 の三九三 の三九三	協福協 同組合	八戸市内丸三 丁目三九三 の三九三 の三九三 の三九三	医療法人 鶴豊会	弘前市大字高田 一丁目一〇の七	合同会社 よし	弘前市大字小比 内五丁目五の六	株式会社 めぐみ	弘前市大字紺屋 町二五七	氏名又は 名称	指定介護予防サービス 事業者	介護予防サービス の種類	名称	所在地	届出の 年月日	廃止の 年月日
株式会社 ビスイ サ	五町五朝 日山九二 の木の	五町五朝 日山九二 の木の	協福協 同組合	八戸市内丸三 丁目三九三 の三九三 の三九三 の三九三	協福協 同組合	八戸市内丸三 丁目三九三 の三九三 の三九三 の三九三	医療法人 鶴豊会	弘前市大字高田 一丁目一〇の七	合同会社 よし	弘前市大字小比 内五丁目五の六	株式会社 めぐみ	弘前市大字紺屋 町二五七	氏名又は 名称	指定介護予防サービス 事業者	介護予防サービス の種類	名称	所在地	届出の 年月日	廃止の 年月日
株式会社 ビスイ サ	五町五朝 日山九二 の木の	五町五朝 日山九二 の木の	協福協 同組合	八戸市内丸三 丁目三九三 の三九三 の三九三 の三九三	協福協 同組合	八戸市内丸三 丁目三九三 の三九三 の三九三 の三九三	医療法人 鶴豊会	弘前市大字高田 一丁目一〇の七	合同会社 よし	弘前市大字小比 内五丁目五の六	株式会社 めぐみ	弘前市大字紺屋 町二五七	氏名又は 名称	指定介護予防サービス 事業者	介護予防サービス の種類	名称	所在地	届出の 年月日	廃止の 年月日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人福里の里	十和田市大字切田字横道一〇〇	介護予防訪問サービスセンター	介護老人施設訪問サービスセンター	十和田市大字切田字横道一〇〇	二五・三三	"
------------	----------------	----------------	------------------	----------------	-------	---

青森県告示第百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
社会福祉法人俊公会	八戸市大字市川一丁目二二五	就労継続B型	ソーシャルファナ	三沢市大津二丁目二の三七九	平成二五・五一
一般社団法人みちびき	上北郡おいらせ町土取三二の二	就労継続B型支援	就労継続支援B型事業所	上北郡おいらせ町上前田九七の	"

青森県告示第百九十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十五年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

- 一 売りさばき人の住所及び名称
青森市大字浜田字豊田一二九の二三
一般社団法人全国軽自動車協会連合会青森事務所
- 二 変更内容

- 1 変更前の名称
社団法人全国軽自動車協会連合会青森県事務取扱所
- 2 変更後の名称
一般社団法人全国軽自動車協会連合会青森事務所

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
むつM&Dモール
むつ市中央二丁目六〇の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
大湊興業株式会社
むつ市中央二丁目一三の一四
代表取締役 濱崎正明
- 三 変更しよとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗	株式会社デンコードー 開店時刻 午前十時	株式会社デンコードー 開店時刻 午前九時	平成二五・四・一九

設の施 営方運 に関する事項	おいて小 売業を行 う者の開 店時刻及 び閉店時 刻	閉店時刻 午後十二時 株式会社マ ックハウス 閉店時刻 午前八時 閉店時刻 午後八時 株式会社野 呂商店 二十四時間	閉店時刻 午後十二時 株式会社マ ックハウス 閉店時刻 午前八時 閉店時刻 午後八時 株式会社野 呂商店 二十四時間
----------------------	---	--	--

四 届出年月日

平成二十五年四月十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

平成二十五年五月八日から同年九月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年九月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則(平成十六年三月青森県規則第二十一号)第二条第二項の規定により公告する。

平成二十五年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十五年五月二十九日 午前十一時から

二 開催の場所

藤崎町役場 三階中会議室 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一

三 案件

弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案(以下「都市計画変更案」という。)

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、藤崎町の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十五年五月二十二日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一
藤崎町建設課 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

弘前広域都市計画道路の変更 (青森県決定)
都市計画道路中 3・5・8号村井白子線を 3・5・8号村井唐糸線に改め、以下のとおり変更する。

種別	名 称		位 置		区 域	構 造			備 考	
	番号	路線名	起 点	終 点		主 なる 経 過 地	構造 形式	車線 の数		幅員
幹線 街路	3・5・8	村井唐糸線	藤崎町大字藤崎 字村井	藤崎町大字藤崎 字唐糸	大字藤崎字竹 原	約2,320m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 2箇所

別記様式

公 述 申 出 書

弘前広域都市計画に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し上げます。

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

公述申出人
住 所 名
氏 名

㊟

意見の要旨及びその理由

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

- 1 閲覧場所
青森県国土整備部都市計画課
藤崎町建設課
- 2 閲覧期間
平成二十五年五月九日から同月二十二日まで
- 3 閲覧時間
午前八時三十分から午後五時まで

公 安 委 員 会

電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年五月八日

青森県警察本部長 山 本 有 一

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における設置、設定及び保守等を含む賃貸借料として、その仕様等は、入札説明書のとおりとする。

電子計算機等（免許台帳ファイリングシステム）一式
二 賃貸借期間

平成二十五年十月一日から平成三十年九月三十日まで（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品等の借入れの契約についてAの等級に格付けされている者又は入札書の提出期限の時点で格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等からの排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課用度係
電話 〇一七 七二三 四二一一（内線二二三）

2 入札書の提出期限
平成二十五年六月十八日 午後二時

3 開札の場所及び日時
青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課会議室
平成二十五年六月十八日 午後二時三十分

六 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号の規定により免除とする。

七 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度ごとの契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

八 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち六か月分に相当する金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって平成二十五年年度の契約金額とする。ただし、平成二十六年年度から平成二十九年年度までの契約金額は落札価格に十二を乗じた額を六で除して得

た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とし、平成三十年度の契約金額は平成二十五年年度の契約金額と同額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Electronic Computer hardware and software

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

2:00 P.M. June 18, 2013

3 Contact point for the notice:

Supply Section
Finance Division,
Aomori Prefectural Police HQ
2-3-1 Shinmachi
Aomori City, Aomori 030-0801
Japan
TEL 017-723-4211

自動車運転免許証作成システム賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年五月八日

青森県警察本部長 山 本 有 一

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における設置、設定及び保守等を含む賃貸借料とし、

その仕様等は、入札説明書のとおりとする。

自動車運転免許証作成システム 一式

二 賃貸借期間

平成二十五年十月一日から平成三十年九月三十日まで(ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。)

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一又は平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、物品等の借入れの契約についてAの等級に格付けされている者又は入札書の提出期限の時点で格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等からの排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課用度係

電話 〇一七 七三三 四二二一(内線二三四三)

2 入札書の提出期限

平成二十五年六月十八日 午後三時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課会議室

平成二十五年六月十八日 午後三時三十分

六 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）（第三百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

七 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度ごとの契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

- 1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

八 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち六か月分に相当する金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって平成二十五年度の契約金額とする。ただし、平成二十六年

から平成二十九年度までの契約金額は落札価格に十二を乗じた額を六で除して得た額とし、平成三十年度の契約金額は平成二十五年度の契約金額と同額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Driving License Issuing System

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

3:00 P.M. June 18, 2013

3 Contact point for the notice:

Supply Section,
Finance Division,
Aomori Prefectural Police HQ
2-3-1 Shinmachi
Aomori City, Aomori 030-0801
Japan
TEL 017-723-4211

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭